

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 1 号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 23 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 23 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 23 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 23 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

平成23年第5回

遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

平成23年11月24日（木）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の提出案件要旨説明
日程第 4 議案第 1号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 5 議案第 2号 平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）
日程第 6 議案第 3号 平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 7 議案第 4号 平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 8 議案第 5号 平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）
-

◎出席議員（16名）

- | | | | |
|--------|----------|-----|----------|
| 議長 18番 | 前田 篤 秀 君 | 17番 | 浅水 輝 彦 君 |
| 2番 | 今村 則 康 君 | 4番 | 林 照 雄 君 |
| 5番 | 黒坂 貴 行 君 | 6番 | 松田 良 一 君 |
| 7番 | 岩上 孝 義 君 | 8番 | 山田 和 夫 君 |
| 9番 | 岩澤 武 征 君 | 10番 | 杉本 信 一 君 |
| 11番 | 山谷 敬 二 君 | 12番 | 高橋 眞千子 君 |
| 13番 | 荒井 範 明 君 | 14番 | 阿部 君 枝 君 |
| 15番 | 奥田 稔 君 | 16番 | 高橋 義 詔 君 |
-

◎欠席議員（2名）

- | | | | |
|----|----------|----|----------|
| 1番 | 石田 通 行 君 | 3番 | 清野 嘉 之 君 |
|----|----------|----|----------|
-

◎列席者

- 町 長 佐々木 修 一 君 代表監査委員 秋保利 勝 君

《平成23年11月24日》

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	総務課長	寒河江陽一君
財政課長	太田守君	住民生活課長	渡辺喜代則君
水道課長	岸野博美君	会計管理者	松本妙子君
生田原総合支所長	岡村宏君	丸瀬布総合支所長	工藤敏広君
白滝総合支所長	池田博利君	教育長	河原英男君
教育部長	橋本健一君	教育部次長	藤江敏博君
監査委員事務局長	吉田博之君		

◎議会議務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	河本伸二君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

《平成23年11月24日》

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成23年第5回遠軽町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（伯谷正明君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

なお、石田議員、清野議員より欠席の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、秋保代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、議長の職務、閉会中における各委員会の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第8までとなっております。

以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第118条の規定により、今村議員、阿部議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

杉本議会運営委員長。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成23年第5回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

《平成23年11月24日》

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 町長の提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成23年第5回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告等にかんがみ、一般職の職員の給与を決定するため本条例を定めるものであります。

議案第2号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）、議案第3号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第4号平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第5号平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、職員の給与改定、人事異動等に伴う人件費の精査により補正するものであります。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要であります。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 議案第1号から日程第8 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、日程第5 議案第2号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）、日程第6 議案第3号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第7 議案第4号平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第8 議案第5号平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上、5件は関連がありますので、一括議題としたいと思います。

上程の順より、提出者の説明を求めます。

寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） 議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一

《平成23年11月24日》

部改正について御説明いたします。

人事院勧告等にかんがみ、一般職の職員の給与を改定するため、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

この条例につきましては、第1条及び第2条並びに附則の規定により、遠軽町一般職の職員の給与に関する条例及び遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の二つの条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

参考資料、新旧対照表をお開き願います。

1ページから4ページまでの別表の改正につきましては、給料表の改定でありまして、中高年齢層が受ける給料に限定し、月額を最低300円から最高2,000円までそれぞれ引き下げるものであります。

5ページの附則であります。第7項の改正につきましては、給料の切りかえに伴う経過措置の改正でありまして、平成19年4月1日の施行の給料の切りかえに際して、切りかえ前の給料月額と切りかえ後の給料月額の経過措置額の支給割合を改正するものであります。

別紙に戻りまして、1ページをお開き願います。

附則第1項につきましては、施行期日に関する規定でありまして、この条例の施行日は平成23年12月1日とするものであります。ただし、附則第3項及び第4項の規定の施行日は、平成24年4月1日とするものであります。

附則第2項につきましては、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の規定でありまして、給料表の改定により給料月額が減額となる職員の給与について、12月に支給する期末手当において減額調整するものであります。

附則第3項及び第4項につきましては、平成24年4月1日における号俸の調整の規定でありまして、平成24年4月1日において42歳に満たない職員について、同日、1号俸上位の号俸、36歳に満たない職員について、同日、2号俸上位の号俸に調整をするものであります。

附則第5項につきましては、規則への委任規定であります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） 議案第2号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ978万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を135億1,900万円とするものであります。

《平成23年11月24日》

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

18款繰入金につきましては、978万8,000円減額し、総額を6,543万7,000円とするものであります。1項同額であります。

これによりまして、歳入合計135億2,878万8,000円から978万8,000円減額し、総額を135億1,900万円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費を993万5,000円減額し、総額を30億6,172万9,000円とするものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に14万7,000円追加し、総額を22億4,344万8,000円とするものであります。

これによりまして、歳出合計135億2,878万8,000円から978万8,000円減額し、総額を歳入歳出同額の135億1,900万円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、特別職人件費は1万2,000円の減額につきましては、制度改正による特別職子ども手当の精査であります。

職員人件費992万3,000円の減額につきましては、職員の人事異動に伴う会計間の異動及び昇格に伴う給料額の異動、給与改定などによる、給料、各種手当、共済費の精査であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業14万7,000円につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴う繰出金の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。6 ページをお開き願います。

2、歳入。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金978万8,000円の減額につきましては、財政調整基金繰入金の減額であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 議案第3号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を御説明いたします。

平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総

《平成23年11月24日》

額を26億745万4,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

9款繰入金につきましては14万7,000円を追加し、総額を3億3,104万2,000円とするものであります。1項同額です。これによりまして、歳入合計26億730万7,000円に14万7,000円を追加し、総額を26億745万4,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に14万7,000円を追加し、総額を5,195万1,000円とするものであります。これによりまして、歳出合計26億730万7,000円に14万7,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の26億745万4,000円とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員人件費14万7,000円につきましては、職員の人事異動に伴う会計間の異動及び給与改定による追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。戻りまして、6ページをお開き願います。

2、歳入。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金14万7,000円につきましては、その他の一般会計繰入金の追加であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） 議案第4号平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものであり、支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用を606万円減額し、総額を4億7,289万5,000円とするものであります。

予算第6条に定めました議会の議決を経なければ流用することのできない経費を915万3,000円減額し、総額を9,210万2,000円に改めるものであります。

次のページをお開きください。

1ページは、実施計画と資金計画、2ページから3ページは、予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

《平成23年11月24日》

4 ページをお開きください。

補正予算（第1号）明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきましては、1 款水道事業費用1 項営業費用1 目原水及び浄水費は、1 節給料から4 節法定福利費までを合わせまして4 2 1 万8, 0 0 0 円減額、3 目総係費は、1 節給料から4 節法定福利費までを合わせまして1 8 4 万2, 0 0 0 円減額するものでありまして、職員の人事異動及び給与改定などによる給料、各種手当、共済費の精査及び嘱託職員報酬の追加であります。

次に、議案第5号平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものであり、支出につきましては、1 款下水道事業費用1 項営業費用を2 4 万8, 0 0 0 円減額し、総額を8 億7, 4 5 3 万2, 0 0 0 円とするものであります。

予算第8条に定めました議会の議決を経なければ流用することのできない経費を2 4 万8, 0 0 0 円減額し、総額を5, 3 8 9 万円に改めるものであります。

次のページをお開きください。

1 ページは、実施計画と資金計画、2 ページから3 ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

補正予算（第1号）明細について御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきましては、1 款下水道事業費用1 項営業費用1 目管渠費は、1 節給料から4 節法定福利費までを合わせまして2 5 万3, 0 0 0 円減額、3 目総係費は、1 節給料から4 節法定福利費までを合わせまして5, 0 0 0 円追加するものでありまして、職員の人事異動及び給与改定による給料、各種手当、共済費の精査であります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程いたしました議案5件の質疑を行います。

質疑は、各案件ごとに行います。

議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号平成23年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

《平成23年11月24日》

2 款総務費、8 ページから 9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3 款民生費、10 ページから 11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

1 8 款繰入金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第 2 号の質疑を終わります。

次に、議案第 3 号平成 23 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)の質疑を行います。

質疑は、第 1 表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

1 款総務費、8 ページから 9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

9 款繰入金、6 ページから 7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 4 号平成 23 年度遠軽町水道事業会計補正予算(第 1 号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定貸借対照表を省略し、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出の支出、4 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第 4 号の質疑を終わります。

次に、議案第 5 号平成 23 年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第 1 号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定貸借対照表を省略し、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出の支出、4 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第 5 号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案 5 件を採決いたします。

採決は、上程の順より、各案件ごとに行います。

これより、議案第 1 号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成 23 年 11 月 24 日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成23年度遠軽町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成23年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成23年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定すること御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成23年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(前田篤秀君) 以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第5回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時22分 閉会

《平成23年11月24日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	阿	田	篤	秀		
署	名	議	員	今	村	則	敏
署	名	議	員	阿	部	君	枝

《平成23年11月24日》